

各商工会議所 会頭 様

長崎県産業労働部長
(公印省略)

中東情勢緊迫化による原油価格高騰等の影響を受けている県内中小企業者に対する
緊急資金繰り支援資金（環境変化対策）の取扱開始について

県の中小企業向け融資制度につきましては、日頃から格別のご配慮をいただき感謝申し上げます。
県では、昨今の中東情勢緊迫化による原油価格高騰等の影響を受けている県内中小企業者の資金調達の円滑化を図るため、下記のとおり緊急資金繰り支援資金（環境変化対策）の取扱を開始することといたしましたので、中小企業者並びに関係先への周知につきましてご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 制度内容

(1) 資金名

緊急資金繰り支援資金（環境変化対策）

(2) 特別の事由

中東情勢緊迫化に伴う原油価格高騰等にかかる環境変化

(3) 経営安定への支障の程度

以下のいずれかに該当すること

[1] 原油価格及び原材料価格高騰等に起因して、最近 3 か月間※の売上高等が前年同期比で減少していること。

[2] 原油価格及び原材料価格高騰等に起因して、最近 3 か月間※の月平均売上高総利益額（粗利益）が、前年同期比で減少していること。（粗利益＝売上高－売上原価）

※最近 3 カ月とは最近 1 ヶ月の売上高等にその後の 2 カ月の売上高等の見込を含む。

(4) 対象地域

県内全域

(5) 融資条件

- | | |
|---------|---------------------------|
| ① 融資限度額 | 1 企業あたり 1 億円 |
| | セーフティネット保証は別枠 1 億円 |
| ② 貸付利率 | 1.60% |
| ③ 償還期間 | 10 年以内（うち据置 2 年） |
| ④ 保証料 | 年 0.05%～年 0.90% |
| | セーフティネット保証 5 号利用の場合 0.00% |

2 取扱期間 令和 8 年 5 月 13 日～令和 9 年 3 月 31 日の保証申込受付分まで